

四日市市告示第198号

四日市市犬猫の避妊等の手術費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年3月31日

四日市市長 森 智 広

四日市市犬猫の避妊等の手術費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市犬猫の避妊等の手術費補助金交付要綱（平成17年四日市市告示第56号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（補助金の額）</p> <p>第3条 補助金の交付額は、次のとおりとする。<u>ただし、避妊手術及び去勢手術に係る費用が下記の金額に満たないときは、当該手術費用を補助金の額とする。</u></p> <p>(1)及び(2) (略)</p>	<p>（補助金の額）</p> <p>第3条 補助金の交付額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p>
<p>（交付申請期間）</p> <p>第5条 補助金の交付を受けようとする飼い主は、前条の規定による申請書を、<u>当該年度の最終の開庁日までに市長に提出しなければならない。</u></p>	<p>（交付申請期間）</p> <p>第5条 補助金の交付を受けようとする飼い主は、前条の規定による申請書を、<u>市が当該年度に計画する飼い犬等の避妊及び去勢手術費助成の受付期間内に、市長に提出しなければならない。</u></p>
<p>（補助金の交付）</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 飼い主は、第1項に規定する補助金交付決定通知書の交付の日から1か月</p>	<p>（補助金の交付）</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 飼い主は、第1項に規定する補助金交付決定通知書の交付の日から1か月</p>

以内又は当該年度の末日のいずれか早い日までに当該飼い犬等の避妊又は去勢手術を受けさせなければならない。

- 4 補助金の交付は、飼い主が第1項に規定する補助金交付決定通知書及び委任状を協力獣医院に提出し手術を実施したときは、手術費から補助金の額を差し引くことにより行うものとし、それ以外の獣医院で手術を実施したときは、犬猫の避妊等手術費補助金請求書(第4号様式)に犬猫避妊等手術実施証明書(第5号様式)及び領収証を添付し手術後30日以内に市長に請求するものとする。

5 (略)

以内に当該飼い犬等の避妊又は去勢手術を受けなければならない。

- 4 補助金の交付は、飼い主が第1項に規定する補助金交付決定通知書及び委任状を協力獣医院に提出し手術を実施したときは、手術費と補助金の額とを相殺して行うものとし、それ以外の獣医院で手術を実施したときは、犬猫の避妊等手術費補助金請求書(第4号様式)に犬猫避妊等手術実施証明書(第5号様式)及び領収証を添付し手術後30日以内に市長に請求するものとする。

5 (略)

第1号様式から第3号様式までを次のように改める。

四日市市犬猫の避妊等手術費補助金交付決定通知書

衛生第 号の - 2

住 所 四日市市

氏 名 _____

犬 避妊

年 月 日付で申請のあった（ ）の（ ）手術費補助金に

猫 去勢

ついては、四日市市犬猫の避妊等の手術費補助金交付要綱第6条の規定により、次の条

件を付けて金 _____ 円の額の交付を決定する。

年 月 日

四日市市長 森 智 広

条件等

犬 避妊

1 この補助金は、（ ）の（ ）手術費に対し交付するものである。

猫 去勢

2 この補助金の支払は、当該飼い犬等の飼い主が本交付決定通知書を獣医院へ提示し、上記の手術を実施したときに、手術費から補助金の額を差し引くことにより行うものとする。

3 上記の手術は裏面に記載の獣医院で実施するものとする。

4 上記の手術は本交付決定通知書の交付の日から1か月以内又は当該年度の末日のいずれ早い日までに実施しなければならない。

5 上記の手術に係る費用が決定額に満たないときは、当該手術費用を補助金の額とする。

6 この手術を中止する場合には、市長に届け出なければならない。

四日市市犬猫の避妊等手術費補助金交付決定通知書

衛生第 _____ 号の _____ ー2

住 所 _____ 四日市市 _____

氏 名 _____

年 _____ 月 _____ 日付けで申請のあった _____ 犬 _____ 避妊 _____ の _____ の _____ 手術費補助金に _____ 猫 _____ 去勢

ついては、四日市市犬猫の避妊等の手術費補助金交付要綱第6条の規定により、次の条件を付

けて金 _____ 円の額の交付を決定する。

年 _____ 月 _____ 日

四日市市長 森 智 広

条件等

- 1 この補助金は、 _____ 犬 _____ 避妊 _____ の _____ の _____ 手術費に対し交付するものである。
_____ 猫 _____ 去勢
- 2 この補助金の支払は、上記の手術を実施した後に補助金請求書に犬猫避妊等手術実施証明書及び領収書を添付し、手術後30日以内に市長に請求するものとする。ただし、上記の手術に係る費用が決定額に満たないときは、当該手術費用を補助金の額とする。
- 3 上記の手術は本交付決定通知書の交付の日から1か月以内又は当該年度の末日のいずれか早い日までに実施しなければならない。
- 4 この手術を中止する場合には、市長に届け出なければならない。

第5号様式を次のように改める。

第5号様式(第6条関係)

犬猫避妊等手術実施証明書

1 飼い主の住所・氏名

住 所 四日市市 _____

氏 名 _____

2 対象犬猫

	性 別	年 齢	登録番号	注射番号
犬				
猫				

上記の犬猫は、 年 月 日当医院において避妊等手術を実施したことを証明する。

四日市市長

住所

実施獣医院

氏名

印

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の四日市市犬猫の避妊等の手術費補助金交付要綱に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

(健康福祉部衛生指導課)